

令和 8 年度 社会福祉法人松山市社会福祉協議会職員採用試験実施要領

令和 8 年 7 月 23 日

第 1 次試験日 **テストセンター(※1)** **令和 8 年 9 月 7 日(月) ～ 20 日(日)**
 ペーパーテスト(※2) **令和 8 年 9 月 20 日(日)**
(テストセンターとペーパーテストのいずれかを選択できます。)

(※1)「テストセンター」とは、協議会が指定する期間内(9月7日(月)～9月20日(日))に、リアル会場及びオンライン会場のいずれかを申込者自身が選択し、リアル会場は選択した会場(全国7都市の会場から選択可能)で、オンライン会場は自宅等で、パソコンを使用して受験する方法です。

(※2)「ペーパーテスト」とは、協議会が指定する会場及び日時(9月20日(日)9時00分～)に、マークシートで受験する方法です。

申込受付期間 **令和 8 年 7 月 24 日(金) ～ 8 月 14 日(金) (消印有効)**

令和 8 年度社会福祉法人松山市社会福祉協議会職員採用試験を次のとおり行います。

1 試験区分及び採用予定人数等

試験区分		採用予定人数	勤務場所等
事務職		A	3 人程度
社会福祉法人松山市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)において、一般事務に従事する。			
技術職	介護支援専門員	B	3 人程度
協議会において、要介護認定にかかる訪問調査業務等に従事する。			

(注)採用予定人数は変更する場合があります。

2 受験資格

次の(1)及び(2)の全ての要件を満たす者

(1) 各試験区分の受験資格

試験区分		受験資格
事務職		A
平成 5 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた者 (※)		
技術職	介護支援専門員	B
ア 昭和 42 年 4 月 2 日以降に生まれた者 イ 介護支援専門員の資格を所有し実務が可能な者(介護支援専門員として実務経験のない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識や技能の再取得が必要です。)		

(2) 各試験区分共通の受験資格

次のアからウまでに該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

イ 協議会職員又は松山市職員として懲戒解雇又は懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(※)平成 17 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。)又はこれと同等と認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者及び令和 9 年 3 月末日までに大学等を卒業する見込みの者も受験可能です。(いわゆる飛び入学による大学卒業見込み者)

3 申込受付期間等

申込方法	申込受付期間
申込書の持参	令和 8 年 7 月 24 日(金) ~ 令和 8 年 8 月 14 日(金) (月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)
申込書の郵送	令和 8 年 7 月 24 日(金) ~ 令和 8 年 8 月 14 日(金) (消印有効)

4 申込方法(協議会総務調整課の所在地等は最終頁を参照)

(1) 事前に準備するもの

ア 申込書及び受験票

「申込書」及び「受験票」は、協議会ホームページからダウンロード・印刷できます。印刷の際は **A4 両面印刷** をしてください。また、協議会総務調整課(松山市総合福祉センター 1 階)、協議会各支所(北条・中島)、愛媛県福祉人材センター(愛媛県総合社会福祉会館)、松山市人事課、松山市役所本館案内所、松山市市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、松山市各支所でも入手できます。

※「申込書」及び「受験票」を郵便で請求する場合は、封筒に「試験申込書請求」と朱書きし、「返信用封筒」(角形 2 号サイズ・A4 判の封筒にあなたの宛先を記入し、140 円分の切手を貼ったもの)を同封して協議会総務調整課に送付してください。

イ 顔写真(同じものを 2 枚)

申込前 6 箇月以内に撮影し、上半身、脱帽、正面向き、背景が無地、縦 4.5cm×横 3.5cm 程度のものが 2 枚必要です。(「申込書」及び「受験票」用)

ウ 返信用封筒

長形 3 号サイズの封筒にあなたの宛先を記入し、110 円分の切手を貼ったものがが必要です。

(2) 申込手順

ア 「申込書」及び「受験票」に必要事項を記入し、それぞれ **顔写真** を貼ってください。

(写真の裏に申込者の名前を記入し貼ってください。)

イ **「申込書」、「受験票」及び「返信用封筒」を協議会総務調整課に持参又は簡易書留で郵送** してください。

郵送する場合は、封筒の表に「受験」と朱書きするとともに、封筒の表又は裏に差出人の住所及び氏名を必ず記入してください。

(3) 注意事項

ア 申込受付期間終了後、返信用封筒で受験票を郵送します。

イ 受験票が令和 8 年 9 月 4 日(金)までに届かない場合は、協議会総務調整課に問い合わせてください。

ウ 簡易書留の控えは、受験票が届くまで保管してください。

エ ホームページ上から直接申し込むことはできません。

5 試験日時等

試験は第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者を対象に、第3次試験は第2次試験の合格者を対象に行います。

区分	試験日時		試験場所	合格発表
第1次試験	テストセンター	令和8年9月7日(月)～20日(日)の間で申込者が選択する日時	リアル会場及びオンライン会場のうち、申込者が選択する会場	令和8年10月上旬～10月中旬(予定)
	ペーパーテストティング	令和8年9月20日(日) 午前9時00分～ (午前8時40分開場予定)	申込者に通知する。	
第2次試験	前半	令和8年10月18日(日)	第1次試験合格者に通知する。	令和8年11月上旬(予定)
	後半	令和8年10月19日(月)	第2次試験前半受験者に通知する。	
第3次試験	令和8年11月中旬～下旬(予定)		第2次試験合格者に通知する。	令和8年12月上旬(予定)

(注)第2次試験は、前半と後半の両方を受験する必要があります。

6 第1次試験の受験方法

第1次試験の基礎能力試験(SPI3)の受験方法は、テストセンターとペーパーテストティングの2つの方法があり、申込時にいずれかを選択する必要があります。

(1) テストセンター（令和8年9月7日（月）～9月20日（日）にパソコンを使用して受験する方法）

申込受付期間終了後、受験に必要な URL 及び企業別受検 ID を、申込書に記入されたメールアドレス宛に電子メールで送信します。電子メールを確認後、速やかにテストセンターでの受験登録をしてください。試験会場は全国7都市にあるリアル会場（四国内には設置されていません。御注意ください。）及びオンライン会場のいずれかを選択してください。各テストセンターの申込者数の状況によっては、希望する日時や会場で受験できない場合がありますので御注意ください。

また、テストセンターで受験する場合は、自宅等のパソコン又はスマートフォンで性格検査を受験する必要があります。性格検査は、テストセンター会場の予約を行った日の27時(翌日の午前3時)までに受験する必要があります。

(注)テストセンターでのトラブルについては、一切責任を負いませんので、あらかじめ御了承ください。

テストセンターの基本情報



テストセンターの会場案内



<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/>

<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>

(2) ペーパーテストティング（令和8年9月20日（日）にマークシートで受験する方法）

ペーパーテストティングを希望された場合は、受験票の発行に併せて、会場の詳細をお知らせします。

7 試験の方法

区分	科目	内容			時間	
第 1 次 試 験	基礎能力試験 (SPI3)	言語情報の理解力、論理的な思考力、数量情報の処理能力			受験方法により異なる	
	(注) 基礎能力試験(SPI3)に併せて実施する性格検査は試験の参考とするものであり得点化はしない。					
第 2 次 試 験	前半	専門試験	「 8 出題分野」のとおり	事務職	択一式(40 問)	120 分
				介護支援専門員	記述式(6 問)	90 分
		集団面接	主として人物についての集団面接			約 45 分
	後半	集団討論	出された題に対する集団での討論			約 45 分
	(注) 得点配分は、第 1 次試験：第 2 次試験(専門試験：集団面接：集団討論)＝1：9(3：3：3)とする。					
第 3 次 試 験	口述試験	主として人物についての個別面接			約 20 分	
	(注) 得点配分は、第 2 次試験：第 3 次試験(口述試験)＝4：6 とする。					

8 出題分野

試験区分	内容
事務職	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係
介護支援専門員	介護保険制度の基礎知識、要介護認定等の基礎知識、居宅・施設サービス計画の基礎知識、保健医療サービスの知識、福祉サービスの知識等

9 試験結果等

- 第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合否は、受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号については、松山市総合福祉センター前掲示板に掲示するほか、協議会ホームページでも公開しますので、合否は松山市総合福祉センター前掲示板や協議会ホームページでも確認してください。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。
- 次の5項目は、第1次試験及び第2次試験は受験者全員に、第3次試験は不合格者のみに通知します。
(総合得点・科目別得点・受験者数・順位・合格最低点)
- 令和9年3月末までに最終合格者が採用を辞退した場合は、補欠合格をした者の中から繰上採用を行うことがあります。補欠合格の有効期限は令和9年3月31日までです。

10 採用予定日等

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(有効期間は令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)に登載され、このうちから採用者を決定します。採用は、おおむね令和9年4月になります。

ただし、受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消し、採用されません。

1 1 勤務条件

(1) 勤務時間

原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休憩 1 時間を含む。)の 1 日 7 時間 45 分、1 週間につき 38 時間 45 分です。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります。

(2) 給与等

協議会給与規程等の規程に基づき、原則として次のとおり支給します。職歴等がある場合は、一定の基準に基づき調整し、給料月額を決定します。また、給料の支給日は、原則として毎月 21 日です。

試験区分		初任給(現行)	諸手当
事務職		A 月額 231,800 円	扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等
技術職	介護支援専門員	B 月額 231,800 円	

(備考) 上記の事務職の初任給は大学卒のものです。

(3) **有給休暇** 年次休暇(1 年当たり 20 日・繰越により最大 40 日)、療養休暇、特別休暇

(4) **試用期間** 採用後 6 箇月間は試用期間です。試用期間の勤務成績が良好でない場合は、解雇することがあります。

(5) **福利厚生** 健康保険(全国健康保険協会)、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険

(注) 上記の勤務条件は改定されることがあります。

1 2 その他

(1) 第 1 次試験をペーパーテストで受験する場合は、第 1 次試験当日は、受験票、HB の鉛筆数本、消しゴム及び時計(辞書、電卓、端末等の機能があるもの及びそれらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー並びに大型のもの)の使用は認めません。)を持参してください。試験時間中、これら以外のものは、許可なく使用できず、机上にも置けません。

(2) 第 1 次試験、第 2 次試験及び第 3 次試験それぞれにおいて、協議会が指定した日時及び場所で、全ての科目を受験した者を受験者としてします。公共交通機関の遅延等理由を問わず、1 科目でも受験しなかった者は欠席者としてします。

(3) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。

(4) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報については、人事情報として使用します。

(5) 申込者数や平均点等は、順次、協議会ホームページで公開します。

(6) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、協議会とは一切関係がありませんので注意してください。

(7) 台風等の非常災害により、やむを得ず試験日程の変更等をする場合は、協議会ホームページでお知らせします。

(8) その他質問等は、祝日及び休日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに協議会総務調整課にお問合せください。

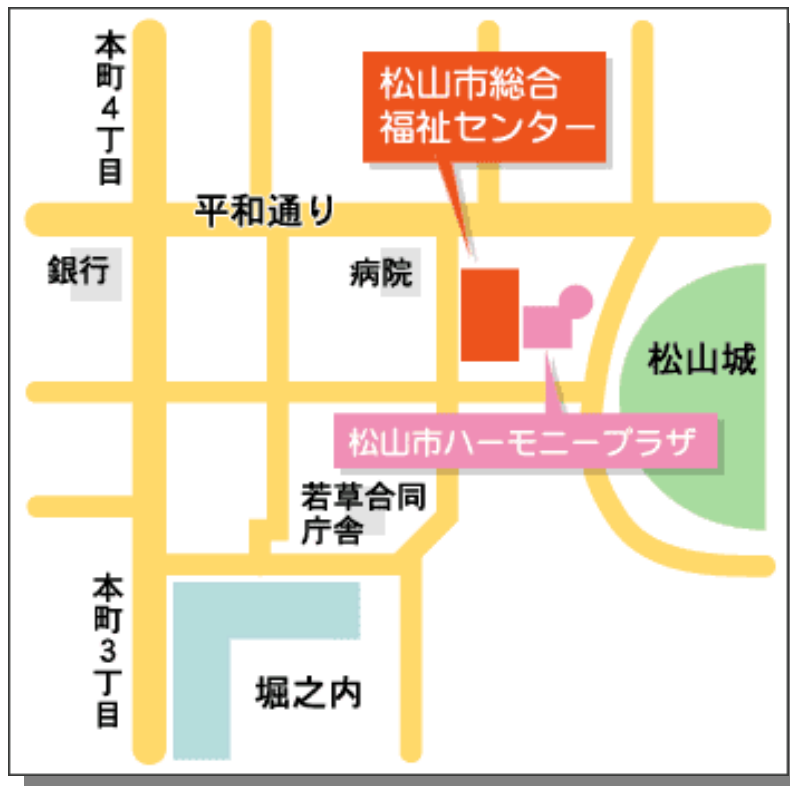
<申込み先 及び 問合せ先等>

〒790-0808 愛媛県松山市若草町 8 番地 2

松山市総合福祉センター 1 階 社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 総務調整課

TEL : 089-941-4122 FAX : 089-941-4408 HP : <https://www.matsuyama-wel.jp>

松山市総合福祉センター地図
(採用試験申込先)



松山市総合福祉センター 1階
松山市社会福祉協議会 総務調整課
(愛媛県松山市若草町8番地2)

※上記は採用試験申込先です。試験会場は異なりますので事前に通知等をご確認ください。